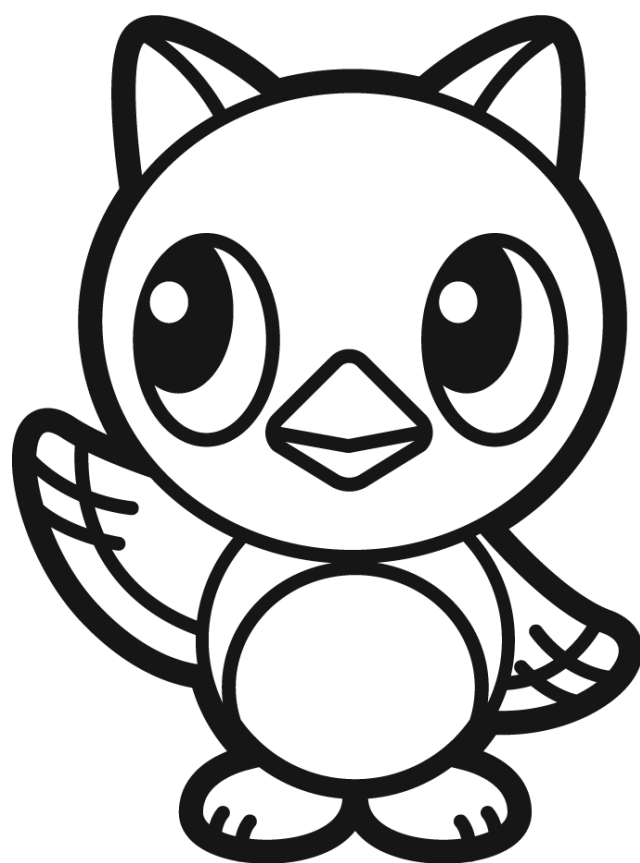


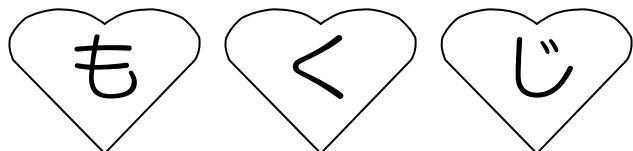
高齢者の 地域生活支援のしおり

2025年度版



八千代市「やっち」





1. 高齢者のための相談窓口 1

2. 生きがいづくりや社会参加

介護予防サロン 4

ふれあい大学校 4

千葉県生涯大学校 5

福祉センター 5

シルバー人材センター 5

長寿会（老人クラブ） 6

3. 在宅福祉サービス

○寝たきりや認知症の高齢者と家族のためのサービス

介護用品購入費助成 7

ねたきり老人福祉手当 7

在宅重度認知症高齢者手当 8

はいかい高齢者家族支援サービス 8

SOSネットワーク 9

○ひとり暮らしの高齢者のためのサービス

配食サービス 10

緊急通報システム 10

日常生活用具の給付・貸与 11

4. 移動支援のサービス

高齢者等外出支援事業	1 2
移送サービス（社会福祉協議会）	1 3
車いす貸出し事業（社会福祉協議会）	1 3

5. 権利擁護のための制度

日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	1 4
成年後見制度	1 4

6. その他

高齢者運転免許証自主返納支援	1 6
避難行動要支援者登録制度	1 6
緊急一時保護	1 7
市営住宅	1 7
税の控除	1 8
民生委員	1 9
投票制度	1 9

（お問い合わせ一覧）

（緊急時メモ）

1. 高齢者のための相談窓口

■地域包括支援センター

高齢者が地域で安心して生活が続けられるように支援を行う相談機関です。

地域包括支援センターには、社会福祉士・保健師（看護師）・主任介護支援専門員が配置されています。福祉や医療・介護の専門的な立場から、高齢者の生活をサポートします。

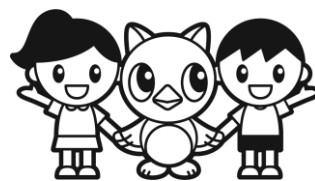
相談は無料です。相談内容や、個人の秘密は厳守します。電話相談もできます。

市内6箇所に設置しており、お住まいの地区ごとに担当するセンターが異なります。

高齢者の総合相談

どこに相談したら良いかわからない悩みや不安はありませんか。一度、地域包括支援センターへご相談ください。

介護や老後の心配、健康や医療、福祉に関すること、その他生活全般の悩みをお聞きして、適切な相談機関や福祉・介護サービスなどの情報提供や紹介、アドバイスを行います。



八千代市「やっち」

虐待や消費者被害の相談

あの人虐待されているかも…

認知症で財産の管理が出来ない…

高齢者虐待の相談を受付け、状況の確認や再発防止のための支援をします。是非、ご相談ください（相談・通報した人の秘密は守られます）。

悪質な訪問販売や消費者被害の相談、成年後見制度利用のための支援を行い、高齢者の権利を守ります。

支え合う地域づくり

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、高齢者の日常生活におけるちょっとした困りごとを解決し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等の資源開発や、必要とするサービスに繋がります。

認知症の人にやさしいまちづくり

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行い、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

介護予防教室

自立した日常生活の支援のため、運動・口腔機能の向上、食生活の改善、認知症予防に関する教室を企画し、開催しています。

介護予防ケアプランの作成

介護予防サービス等を利用するためのケアプランを作成します。

要支援１・２：介護予防サービス、福祉用具、訪問看護等

総合事業対象者：訪問型サービス、通所型サービス、通所型短期集中予防サービス

また、介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関する教室や高齢者の通いの場（サロン）などを紹介します。



市内の地域包括支援センター

名 称	住所 (電話番号)	地 区
勝田台 地域包括支援センター	勝田台1-16 京成サンコーポ勝田台 E棟111号室 ☎481-3515	勝田台・勝田・勝田台南
阿蘇・睦 地域包括支援センター	米本団地 5-33-101 ☎488-9525	米本・米本団地・神野・保品・下高野・ 堀の内・上高野の一部・桑納・麦丸・ 島田・島田台・神久保・小池・真木野・ 佐山・平戸・大学町・桑橋・吉橋・尾崎
村上 地域包括支援センター	村上団地 2-7-104 ☎405-4177	村上・村上南・村上団地・下市場・ 上高野の一部・勝田台北
八千代台 地域包括支援センター	八千代台南 1-7-2 新緑ビル 1 階 ☎406-5576	八千代台東・八千代台西・ 八千代台南・八千代台北
高津・緑が丘 地域包括支援センター	高津団地 1-13-112 ☎489-4655	高津・高津東・緑が丘・緑が丘西・ 高津団地・大和田新田の一部
大和田 地域包括支援センター	ゆりのき台 4-1-12 リリーマンション NSビル 1 階 A 号室 ☎484-6611	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・ 大和田新田の一部

■福祉総合相談課 ☎483-1151（代表） ☎421-6732（直通）

相談先が分からないような相談、福祉の様々な困りごとの相談をお受けしています。

2. 生きがいづくりや社会参加

介護予防サロン

介護予防を目的とする住民主体の通いの場です。

サロンの実施場所等詳細については福祉総合相談課へお問い合わせください。

対象となる方：高齢者（原則 65 歳以上の方）

利 用 料：お茶菓子代等の実費負担あり

問 い 合 わ せ：福祉総合相談課 ☎483-1151（代表） ☎421-6738（直通）

ふれあい大学校

市内在住の高齢者が、健康や社会福祉についての知識を高められるよう学習の場を提供するとともに、受講者相互の親睦を図ります。

令和4年度から健康福祉コースのみとなり、午後はクラブ活動を行います。

1 対象となる方	市内在住の 60 歳以上の方	
2 授業の場所	八千代市福祉センター（八千代市大和田新田 312-5） 授業により他で行う場合あり	
3 登 校 日	毎月（8 月を除く。）第 2・第 4 金曜日	
4 授 業 時 間 学 習 内 容	健康福祉コース	
	午前 10 時～12 時	午後 1 時 30 分～3 時 30 分
	社会福祉、健康管理、体操など	クラブ活動
5 期 間	1 年（4 月～翌年 3 月）	
6 入学金・授業料	無料	
7 定 員	100 人	
8 備 考	募集内容は毎年 1 月頃の広報やちよで案内	

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

千葉県生涯大学校

心豊かで生きがいのある生活を営むために千葉県が設置しています。募集要項は毎年11月頃に公表されます。

対象となる方：県内在住の55歳以上の方

学校所在地：千葉市中央区仁戸名町666-2ほか

学 科：健康・生活学部（2年制）、地域活動専攻科（1年制）

登校日・時間：毎週1日・10時から15時

費 用：負担あり（授業料および教材費等）

問い合わせ：千葉県生涯大学校事務局（☎043-266-4705）

福祉センター（社会福祉協議会）

高齢者の各種相談、健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーションを通じた交流の機会のほか、多数のセンターサークルが活動しています。

健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とする施設です。なお、管理運営は社会福祉協議会が行っています。

所 在 地：八千代市大和田新田312-5（市役所隣）

利 用 時 間：毎日午前9時から午後9時まで（日曜日は午後5時まで）

休 所 日：毎月第3日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※60歳以上の方は機能回復訓練室（1階）、浴室（5階、水・木曜日の午前10時から午後3時まで。祝日は休み。）が利用可能

問い合わせ：福祉センター（☎483-1171）

シルバー人材センター

地域に密着した、臨時的かつ短期的または軽易な、高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け、会員に提供する都道府県知事認可の公益法人です。

会 員：市内在住の60歳以上の方

主 な 仕 事：家事援助・駐輪場管理・清掃・植木の手入れなど

問い合わせ：シルバー人材センター（福祉センター向い）（☎484-4680）

長寿会（老人クラブ）

地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。学習会、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、積極的にいきがづくりや健康づくりを行っています。

対象となる方：60 歳以上の方

ク ラ ブ 数：42 クラブ（会員数 約 2,300 人）

主 な 活 動：福祉貢献活動、地域貢献活動、健康寿命長大活動、各種教養講座

問 い 合 わ せ：長寿会連合会（市役所隣 福祉センター内）（☎485-2257）

クラブ一覧				
東町若葉会	むつみローズ会	ゆりのきシニアクラブ	米本長寿会	島田台長寿会
八千代台南シニアクラブ	大新下十日会	新川会	逆水長寿会	大学町シニアクラブ
高津新田長寿会	高津団地長寿会	銀の四つ葉会	神野長寿会	大和田新田上長寿会
緑が丘長寿会	大和田長寿会	萱田上長寿会	米本米寿会	ゆりのき台いちよ うの会
北東ひまわり	みのり会	興寿会	上高野原長寿会	栄町長寿会
島田悠々クラブ	さくら会	下町長寿会	下高野長寿会	宮内長寿会
東洋会ロングライ フクラブ	小板橋寿会	台町緑寿会	上高野長寿会	
高津台ローズタウ ン悠悠クラブ	さつき会	八千代絆クラブ	高本長寿会	
まきば遊々クラブ	新萱田長寿会	米本南悠友クラ ブ	新島田長寿会	

3. 在宅福祉サービス

寝たきりや認知症の高齢者と家族のためのサービス

介護用品購入費助成

紙おむつ、尿とりパットなどの介護用品購入費用の一部を助成します。

対象となる方：市内に在住し、住民基本台帳に記載されており、自宅において同居の家族から介護されている次のいずれかに該当する方。

① ねたきり高齢者 介護保険による要介護 4・5 と認定をされた、
市民税所得割が非課税の 65 歳以上の方

② 重度認知症高齢者 「在宅重度認知症高齢者手当」該当者で、
市民税所得割が非課税の 65 歳以上の方

※サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの入居者、生活保護受給者を除く

助 成 額：月額 5,000 円（3・6・9・12 月末に翌月から 3 ヶ月分の助成券を給付）

利 用 方 法：市が発行する「助成券」を市が指定する業者に提出して購入

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

ねたきり老人福祉手当

自宅において 6 ヶ月以上寝たきりの状態にある高齢者の方に支給します。

対象となる方：次のいずれにも該当する方

① 市内に在住し、住民基本台帳に記載されている方

② 自宅において 6 ヶ月以上、入浴・食事・排泄等の日常生活のほとんど
に介護を要する寝たきりの状態にある 65 歳以上の高齢者の方

支 給 額：月額 2,500 円

※在宅重度認知症高齢者手当・重度心身障害者福祉手当との併給は不可

支 給 方 法：口座振込（4～7 月分を 7 月末、8～11 月分を 11 月末、12～3 月分を
3 月末にまとめて支給）

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

在宅重度認知症高齢者手当

自宅において6ヶ月以上重度の認知症状態にある高齢者の方に支給します。

対象となる方：次のいずれにも該当する方

- ① 市内に在住し、住民基本台帳に記載されている方
- ② 自宅において、6ヶ月以上入浴・食事・排泄等の日常生活のほとんどに介護を要する認知症の65歳以上の方
- ③ 同居の家族から介護を受けている方
- ④ 市民税所得割が非課税の方

支 給 額：月額 6,500 円

※ねたきり老人福祉手当・重度心身障害者福祉手当との併給は不可

支 給 月：口座振込（4～7月分を7月末、8～11月分を11月末、12～3月分を3月末にまとめて支給）

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

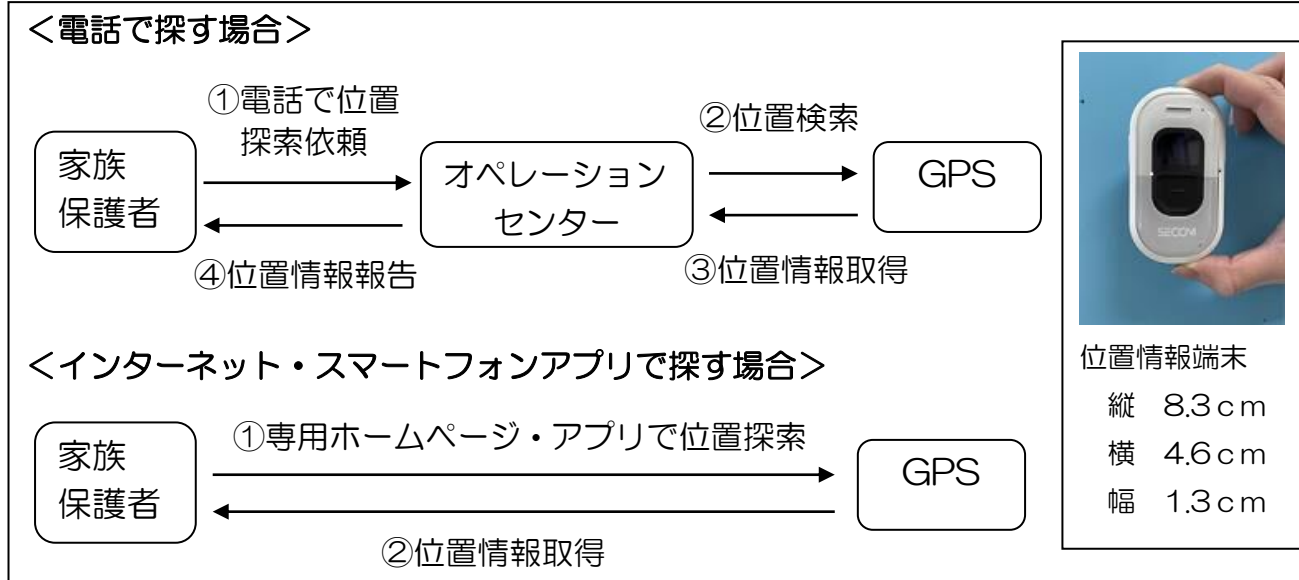
はいかい高齢者家族支援サービス

行方不明となった高齢者を端末によって探索するサービスの費用の一部を助成します。

対象となる方：はいかいする恐れのある65歳以上の方を自宅で介護している家族

利 用 料：月額 500 円（市の指定業者を利用）

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）



SOSネットワーク

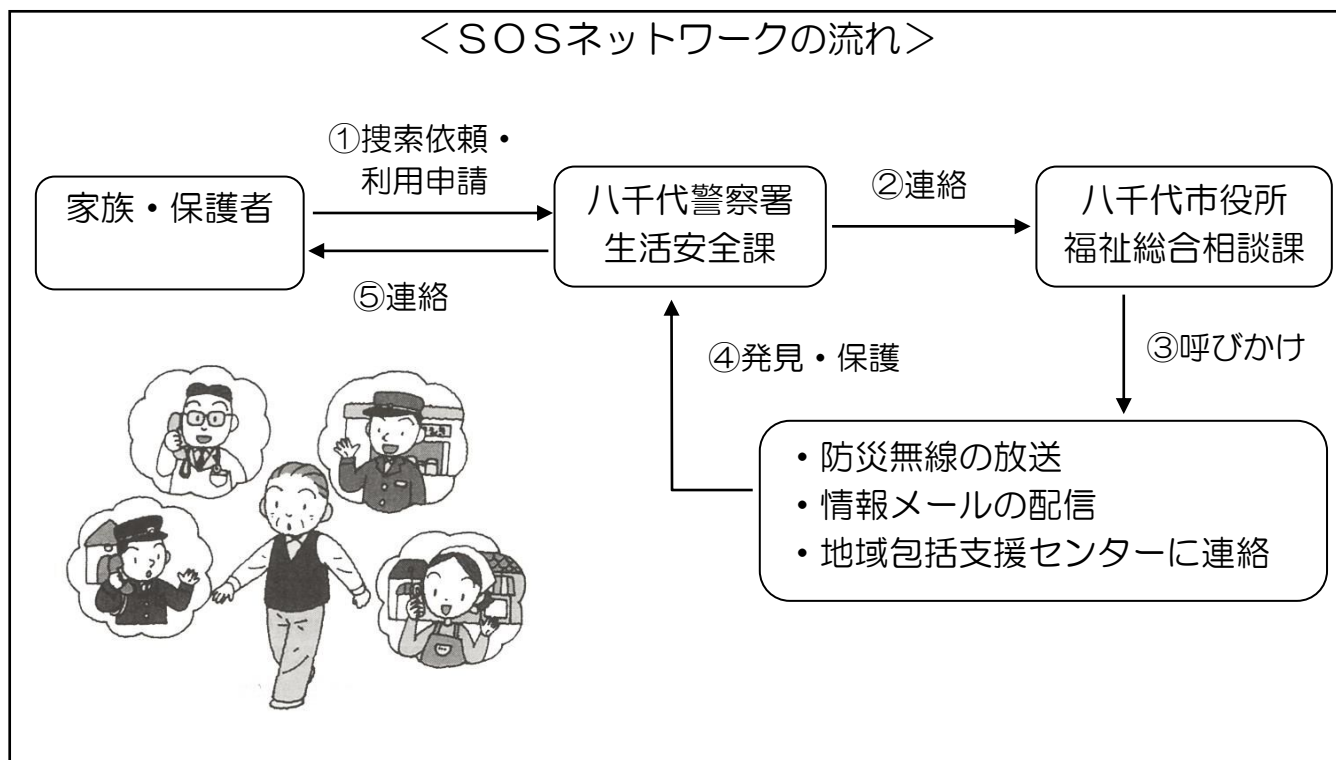
行方不明の高齢者等を早期発見するために、警察へ利用申請し、防災無線による呼びかけ、情報メールの配信を行い、早期の発見・保護を図ります。

対象となる方：認知症により行方不明となった高齢者等

問い合わせ：八千代警察署生活安全課 ☎486-0110

福祉総合相談課 ☎483-1151（代表） ☎421-6732（直通）

<SOSネットワークの流れ>



ひとり暮らしの高齢者のためのサービス

市ではひとり暮らしの高齢者の方に対し、「ひとり暮らし登録」を行っています。担当地区の民生委員がご自宅を訪問し、緊急時の連絡先や生活状況を把握し、市に登録します。（登録された情報は市・民生委員・地域包括支援センターで共有します。）

市のひとり暮らし高齢者のためのサービスを利用される場合は、ひとり暮らし登録が必要になります。登録を希望される方は、長寿支援課までご相談ください。

※日中独居の方は対象外となります。

配食サービス

調理困難な高齢者の方に、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに安否確認をする指定事業者の配食サービスを利用した場合に助成します。ご利用には緊急連絡先が必要です。

対象となる方：次のいずれかに該当する方

- ① 調理困難な 65 歳以上のひとり暮らしの方
- ② 調理困難な 65 歳以上の方のみの世帯

サービス内容：1 日 1 食（夕食）（希望する曜日に事業者が手渡しでお届けします。）

助 成 額：1 食当たり 100 円

指 定 業 者：長寿支援課へお問い合わせください。

※事業者によっては週 3 食以上の注文など条件があります。

※おかずのみの注文は市の助成対象とはなりません。

※助成対象は普通食に限ります。

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

緊急通報システム

急病や事故など緊急時に簡単な操作で、電話回線を通じて外部に通報したり、健康相談したりできる機器を設置します。ご利用には緊急連絡先が必要です。

※携帯電話の場合は、設置場所の電波状況によって利用できない場合があります。

対象となる方：次のいずれかに該当する方

- ① 65 歳から 74 歳までのひとり暮らしの方で、要支援・要介護認定をされた方
- ② 75 歳以上のひとり暮らしの方

費 用 負 担：無料（ただし、通信料は自己負担）



問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表）

☎421-6737（直通）

日常生活用具の給付・貸与

火の不始末などの不安をかかえている方や、電話回線を保有していない方が、安心した生活ができるように生活用品を給付・貸与します。

■給付

対象となる方：火の不始末などに不安があり、市民税所得割が非課税の 65 歳以上のひとり暮らしの方

用 品 名：① 自動消火器 ② 火災警報器 ③ 電磁調理器

費 用 負 担：無料

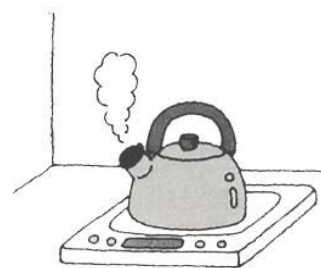
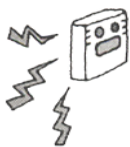
■貸与

対象となる方：固定電話回線・携帯電話を保有しておらず、ご自身での契約が困難な、市民税所得割が非課税の 65 歳以上のひとり暮らしの方

用 品 名：老人福祉電話（市が保有する回線を貸出）

費 用 負 担：基本料金・通話料は自己負担

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）



4. 移動支援のサービス

高齢者等外出支援事業

移動が困難な要支援・要介護状態の高齢者等にタクシー利用料金の一部を助成します。

対象となる方：以下のいずれにも該当する方。

- ① 介護保険による要支援1・2、要介護1・2・3・4・5のいずれかの認定をされた方、または事業対象者（※）
- ② 市民税が非課税の方

助 成 額：1枚あたり500円割引されるタクシー券を介護度によって交付します。

介護度	助成枚数
要支援1・2 要介護1・2 事業対象者	年間24枚
要介護3・4・5	1回48枚（年間96枚）

利 用 方 法：市が発行するタクシー券をタクシーの乗務員に提出することで料金から最大1,000円が減額されます。500円未満の端数には利用できません（身体障害者手帳または療育手帳の割引を適用した初乗り料金を除く）。

メーター料金	1回あたりの最大利用枚数
1,000円未満	最大1枚まで（500円）
1,000円以上	最大2枚まで（1,000円）

（※）事業対象者とは、「基本チェックリスト」を用いて、心身の機能で衰えているところがないかをチェックし、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、生活機能が低下した状態と判断された方。

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

事業対象者については、お住まいの地区の地域包括支援センターでも相談を行っております。（P3参照）

※障害者手帳をお持ちの方の対象要件については、障害者支援課にお問合せください。

移送サービス（社会福祉協議会）

交通手段の確保が難しい歩行困難者に対し、車での外出を支援するサービスです。

審査・登録後にご利用いただけます。

利 用 料 金：① 距離（1km）×50 円

② 時間（10 分）×150 円

③ 基本料金 300 円

※①～③の合計金額が利用料金になります。

※片道ご利用の場合でも、往復分の料金がかかります。

問 い 合 わ せ：社会福祉協議会（☎483-3021）

車いす貸出し事業（社会福祉協議会）

車いすを必要とされる方に無料でお貸しします。最長1カ月。

対象となる方：市内在住の方（年齢制限なし）

問 い 合 わ せ：社会福祉協議会（☎483-3021）



八千代市「やっち」



5. 権利擁護のための制度

日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

判断能力が十分でないために適切なサービスを受けられない方や身体がきかない高齢者の方に対して、自立した地域生活が送れるように支援します。

対象となる方：契約の内容を理解することはできるが判断能力が十分でない高齢者

サービス内容：① 福祉サービスの利用援助 ② 財産管理サービス
③ 財産保全サービス

利 用 料：相談や支援計画の作成は無料

生活支援員（専門員による臨時支援を含む）による支援は有料

生活保護受給世帯は無料

問 い 合 わ せ：相談支援課 権利擁護係（社会福祉協議会内）（☎483-3021）

成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者の方等を保護し、支援するために、後見人を定め財産管理や生活・療養に関するサービスの契約などの法律行為を代わって行う制度です。

大きく分けて法定後見制度と任意後見制度に分かれます。

（1）法定後見

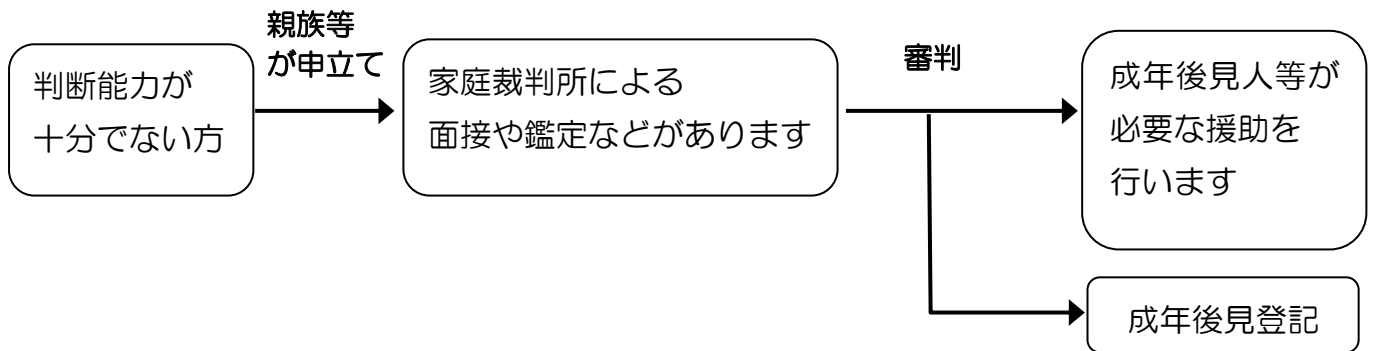
本人・配偶者・四親等内の親族が家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が適任と認める人を成年後見人等を選任します。本人の状態により次の3つのタイプがあります。

- ① 補助 ⇒ 判断能力が不十分な方
- ② 保佐 ⇒ 判断能力が著しく不十分な方
- ③ 後見 ⇒ 判断能力が欠けているのが通常の方

※身寄りのない方の家庭裁判所への申立ては市長が行うことができます。申立て、鑑定および診断書に係る費用が必要です。

※法定後見人等に支払う報酬は、後見人の事務の内容や本人の財産状況を考慮して家庭裁判所が決定します。

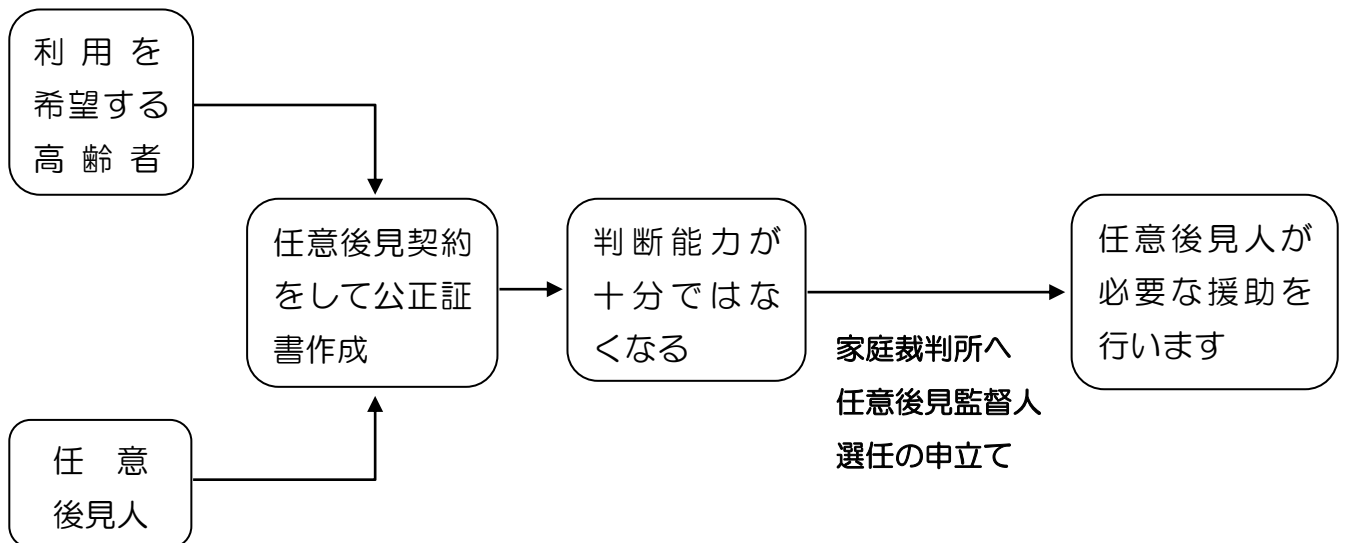
《標準的な審議の流れ（法定後見）》



（２）任意後見

将来判断能力が不十分になった場合に備えて、支援してもらう人および内容を事前の契約で決めておく制度です。公証人の作成する公正証書によることが必要です。

《手続の流れ（任意後見）》



問い合わせ：各地域包括支援センター

※地域包括支援センターの詳細や担当地域については、3ページをご覧ください。

6. その他

高齢者運転免許証自主返納支援

運転免許証を自主返納した高齢者の方にタクシー券を交付します。

対象となる方：65 歳以上の方で、平成 29 年 4 月 1 日以降に運転経歴証明書の交付を受けている方

交 付 内 容：1 回あたり 500 円割引されるタクシー券を 20 枚交付

※一人 1 回限りの交付

利 用 方 法：市が発行するタクシー券をタクシーの乗務員に提出することで料金から最大 1,000 円が減額されます。500 円未満の端数には利用できません。

メーター料金	1 回あたりの最大利用枚数
1,000 円未満	最大 1 枚まで（500 円）
1,000 円以上	最大 2 枚まで（1,000 円）

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

避難行動要支援者登録制度

災害時に自力で避難することが困難であり、円滑に避難するために特に地域の支援を要する方を対象として、市では「避難行動要支援者名簿」を作成しております。このうち、平常時から避難支援等関係者（民生委員や自治会等）に情報提供を希望する方には「避難行動要支援者登録制度」があります。

対象となる方：次のいずれかに該当する方

- ① 介護保険法による要介護 3・4・5 の認定をされた方
- ② ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、認知能力の低下のある方

※関係機関への個人情報の共有・提供に同意が必要です。

※施設入所されている方は除きます。

申 し 込 み：登録申請書を提出

問 い 合 わ せ：長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

※障害者手帳をお持ちの方の対象要件については、障害者支援課にお問合せください。

緊急一時保護

災害（大規模災害は除く）、事故などの緊急時に、適当な保護者がいない場合に保護を必要とする高齢者の方が一時的に施設に入所できます。

対象となる方：介護保険による要介護認定・要支援認定をされていない65歳以上の方

※次の方は利用できません

- ・ 感染疾患を有し、他の方に感染させるおそれがある方
- ・ 疾病などにより、医療機関に入院して治療を受けさせる必要のある方
- ・ 自傷他害行為等により、入所施設に著しい迷惑を及ぼす恐れのある方

利用可能な施設：市内特別養護老人ホーム

利用期間：原則7日以内

利用料：1日 3,080円（送迎片道1回につき190円を加えます。）

問い合わせ：福祉総合相談課 ☎483-1151（代表） ☎421-6732（直通）

市営住宅

住宅に困窮している方に、住宅を安い家賃でお貸ししています。

60歳以上の方は、单身でも入居ができる住宅があります。また、高齢者世帯（申込者が60歳以上で、同居する親族全員が60歳以上または18歳未満）のみが申込みできる住宅があります。

募集時期：毎年2月、6月、10月の1日～15日

問い合わせ：健康福祉課 ☎483-1151（代表） ☎421-6731（直通）

税の控除

■障害者控除

要介護認定を受けている 65 歳以上の人は、その介護度などによって、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者控除の適用が受けられる場合があります。控除の申告をする場合は市が発行する認定書が必要です。認定書の発行については長寿支援課にお問い合わせください。

控 除 の 名 称	控 除 の 内 容
障 害 者 控 除	寝たきり、中度又は軽度の認知症等精神又は身体に障害がある方の所得控除（配偶者、扶養親族が障害者の場合には、それぞれ配偶者控除、扶養控除に加えて控除できる）
特 別 障 害 者 控 除	寝たきり、重度の認知症等精神又は身体に重度の障害がある方の所得控除（配偶者、扶養親族が障害者の場合には、それぞれ配偶者控除、扶養控除に加えて控除できる）

問い合わせ：給与所得の方・・・勤務先の給与係

年金受給者・自営業者の方・・・千葉西税務署 ☎043-274-2111

市民税課 ☎483-1151（代表）

※控除額は税務署等で確認してください。

■医療費控除

おむつ代で「医療費控除」を受ける場合、医師の発行する『おむつ使用証明書』が必要ですが、所定の条件を満たす人は、市の交付する確認書に代えることができます。確認書の発行については長寿支援課にお問い合わせください。

民生委員

民生委員は、社会福祉の増進に努めるものとして、厚生労働大臣から委嘱された方です。担当地区の高齢者などの相談に応じ、必要に応じて行政機関と連絡調整をします。

相談された内容や、個人の秘密は厳守しますので、お気軽に地区の民生委員にご相談ください。

問い合わせ：健康福祉課 ☎483-1151（代表） ☎421-6731（直通）

投票制度

制度の名称	対象者	手続き方法
代理投票	投票用紙に候補者名等を自分で書くことが困難な方	投票所で申し出てください。
郵便等による 不在者投票	介護保険 要介護5	事前に選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付申請をし、証明書を受ける必要があります。 投票用紙等の請求は、投票日の4日前までに、証明書を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

問い合わせ：選挙管理委員会 ☎483-1151（代表）

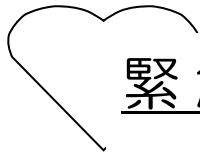
お問い合わせ一覧

■八千代市役所 大和田新田 312-5 ☎483-1151（代表）

業務内容	問い合わせ先
高齢者福祉に関すること	長寿支援課生きがいサービス班
介護保険に関すること	長寿支援課介護保険担当
どこに相談したらよいか分からない悩みに 関すること	福祉総合相談課
国民健康保険・後期高齢者医療制度に関す ること	国保年金課
国民年金に関すること	国保年金課国民年金班
民生委員・市営住宅に関すること	健康福祉課

■関係機関

名称	所在地	電話番号
福祉センター	大和田新田 312-5（市役所隣）	483-1171
社会福祉協議会	大和田新田 312-5（福祉センター内）	483-3021
長寿会連合会	大和田新田 312-5（福祉センター内）	485-2257
シルバー人材センター	萱田町 593 番地 33（福祉センター向い）	484-4680
八千代警察署	萱田町 681-39	486-0110
千葉西税務署	千葉市花見川区武石町 1-520	043-274-2111
習志野保健所（習志野 健康福祉センター）	習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5151
船橋年金事務所	船橋市市場 4-16-1	047-424-8811



緊急時メモ

緊急時に備えて記入しておきましょう。

①本人情報

氏 名	生年月日	性 別	血液型
ふりがな	大正・昭和	男・女	
	年 月 日		型
電話番号	住 所		

②医療情報

	かかりつけ医療機関①	かかりつけ医療機関②
名 称		
科目及び担当医		
電話番号		
傷病名		
服薬内容		
その他		

③緊急連絡先（ご親族）

緊急連絡先氏名	続 柄	電話番号	住 所
ふりがな		自宅	
		携帯	
ふりがな		自宅	
		携帯	

担当者連絡先

○ _____地域包括支援センター ☎（ _____ ）

担当者名： _____

○ 長寿支援課 ☎483-1151（代表） ☎421-6737（直通）

担当者名： _____

○ 民生委員名： _____ ☎（ _____ ）

○ 担当ケアマネジャー

事業所名： _____ ☎（ _____ ）

担当者名： _____

MEMO





八千代市「やっち」

2025年4月発行

発行 八千代市健康福祉部長寿支援課

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5
☎047-483-1151（代表） ☎047-421-6737（直通）
